

介護保険料について

質問 当市の第一号被保険者の介護保険料は、県内十市の中で一番高いが、軽減につながる方策を考えられないか伺いたい。

答弁 介護保険事業は、介護を社会全体で支え合う社会保険方式とし、事業費の五〇％を国、県、市が負担し、三一％を四十歳から六十四歳までの保険料で、残りの十九％を六十五歳以上の保険料で賄われる。この介護保険料は、本人の所得と世帯の市民税課税状況により決定しており、平成十八年度からの保険料は非課税世帯を細分化し、年金収入八十万円以下の低所得者に対し、より負担を軽くするよう配慮した六段階の保険料としている。六十五歳以上の段階別保険料の設定については、給付見込額に基づき、十和田市介護保険事業計画等策定委員会での検討結果を踏まえ、決めたものであり、現時点での軽減策については考えていない。



建設

下水道使用料の値上げ問題について

質問 今回の下水道使用料の改定の理由は、平成九年から約十年間改定しておらず、今後、管理運営費が不足するため、二五％の値上げをするということだが、値上げ抑制のため、これまでどのような経営対策を講じてきたのか伺いたい。

また、二五％という値上げ幅と値上げ時期について、段階的にできなかったのか伺いたい。

答弁 徴収業務においては、下水道事業と水道事業との連携を行い、事務の効率化を図り、さらに、使用料の適正化のため、農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業に統一した。具体的には、人数制から実際に使用した使用水量に応じた従量制に変更した。また、事業を一元化して二名の職員の減員を行った。維持管理の面では、十和田下水道処理場や焼山浄化センターを始め、各施設の維持管理業務を全面民間委託に積極的

に進めてきた。汚泥の処分については、処分方法の見直しや汚泥の減量化に努め、大幅な経費削減に努めてきた。企業債については、過去に高い利率で借り入れた資金を低い利率に借りかえることにより、償還利息の削減を行ってきた。使用料改定については、見直しが十年間行われなかったため、十九年度から二十二年度までの財政収支期間では約六億三千万円の赤字が見込まれ、国からの通達により下水道料金が一定基準に達しない地方自治体に対しては、地方交付税の減額措置が講じられる。このため平成十九年度中に使用料を改定し、引き続き国からの財政支援を受けられるようにするものである。なお、段階的値上げ実施については、二五％の改定率にした場合、その間の収入不足額は一時借り入れ等で対応しなければならぬため、見送ったものである。

簡易水道料金改定の実施について

質問 水道料金改定については、上下水道事業経営審議会から答申され、平成十九年十月一日から実施すべきとあったが、社会情勢を

勘案し検討するとして、当初平成二十年四月とし、さらに六カ月延長し、平成二十年十月一日と答申案から一年おくれの実施としたことの理由を伺いたい。

答弁 全員協議会（議員全員で組織する協議会）には、あくまでも上下水道事業審議会からの答申の内容を説明したものであり、利用者の負担が伴うことから、議員の意見、市民の声を聞きながら、周知の期間を含め、総合的に判断して提案したものである。



駒っコランドの遊具施設 Uma (ユーマ)

公園管理について

質問 子供たちが遊ぶ公園遊具の管理状況と、事故及び危険箇所は無かったのか、これまでの状況について伺いたい。

については、専門業者に委託して精密点検を年一回、定期点検を年三回実施している。また、毎月一回職員により目視、触診、打診の点検をしており、これらの点検により危険箇所が確認された場合は、使用禁止や撤去、修繕を実施している。過去三年間の点検の結果、補修または取り外したものはジャンブルジムの遊具、ブランコなどで五件あった。また、過去五年間で公園遊具での事故はないが、十九年五月、中央公園内に設置されている平和祈願碑の縁石の落下による事故があり、事故後、同碑を立ち入り禁止とし、補修工事を行うとともに、各課が所管する石碑等の安全確認と事故防止の周知をした。

市営住宅について

質問 古くてかなり痛みが激しい市営住宅上平団地の新築計画はどのようなものか伺いたい。

答弁 上平団地の建てかえの必要性は認識しているが、そのほか金崎A・Bなど他の老朽化している団地と合わせて、今後総合的に検討していきたいと考える。

平成十八年度公営企業会計決算を認定

議員全員による企業会計決算審査特別委員会が九月十八日に開かれ、平成十八年度の水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の各決算を審査しました。



決算審査特別委員会から

各事業の経営実績や収支等について、活発な質疑が行われ、三事業の会計の決算は、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

